

# インド会社法と経営代理制度の変遷

星 川 長 七

- 一、植民地時代のインド会社法
  - (1) 初期的会社法から近代的会社法の成立過程（一八五〇年より一八五七年まで）
  - (2) 近代的会社法成立後の発展（一九一三年まで）
- 二、一九三六年会社（修正）法と経営代理制度
  - (1) 経営代理制度の小沿革
  - (2) 経営代理制度に関する法規整
  - (3) 経営代理人の法的地位
- 三、独立後のインド会社法と経営代理制度の変遷
  - (1) 緊急大統領令による経営代理制度の改正
  - (2) 一九五六年会社（総括）法における経営代理制度の改正と秘書会計役
  - (3) 経営代理人と秘書会計役の差異
- 四、一九六〇年会社（修正）法における経営代理制度とその後の展開
- 五、結 語

## 一、植民地時代のインド会社法

### (1) 初期的会社法から近代的会社法の成立過程（一八五〇年から一八五七年まで）

インド会社法と経営代理制度の変遷

東インド会社がインドとの貿易独占権を、一八一四年に失なわれ、一八三三年には会社が領有していた土地をイギリス王に移譲した。イギリスがインドを植民地として、本格的に統治することにしたのは、これ以後のこと、議会においてインドの統治政策に関し、多くの論議をたたかわしたうえ、イギリス法を法典化しこれをインドに移植すべきであるという結論に到達した。この結論にもとづいて、一八五〇年法律第六三号をもって *An Act for Registration of Joint Stock Companies* を制定公布した。これがインドにおける最初の会社法である。これは一八四四年イギリスにおいて制定されたはじめての一般会社法である会社登記法 (*Joint Stock Companies Registration and Regulation Act*) を導入したものである。

イギリス本国におけるこの会社登記法は、会社の組織および経営に関して、かなり詳細な規定を設けており、その後の会社法の礎石となったがそのこともよりも重要視するべき点は、ながい伝統をもつ特許主義すなわち国王の特許状 (*Royal charter*) もしくは議会の特別立法によるのでなければ、会社に法人格が付与されないという主義を捨て、法律に定める手続を履践して一定の書類を会社登記吏に提出すれば、法人格が付与されるという準則主義を採用したことである。

この法律が制定されるまでは、企業家たちが *Joint Stock Company* を設立しても、法人格なき会社として、不利な地位におかれていたが、爾後は登記さえすれば法人格が付与され、その名において訴え、訴えられる法的存在となった。その意味で、この会社登記法はイギリス会社法史上画期的なものであった。しかし、ここにいる *Joint Stock Company* は、現在、われわれのもつ株式会社とは異なり、株式資本は有していたが、株式会社の指標とされている

株主の責任は有限ではなかった。しかし、特許会社 (chartered company) の株主については、すでに有限責任がみとめられていたので、一八五五年に株主有限責任法 (Limited Liability Act) を制定し、Joint Stock company の株主についても有限責任の原則が確立された。

イギリス会社法が準則主義を採用し、株主有限責任の原則を承認したことによって近代的株式会社法の姿容を整えたといえよう。

インドにおいては、それから二年を経過した一八五七年に An Act for the incorporation and regulation of Joint Stock Companies and other Association either with or without limited liability of members thereof. を制定している。インド会社法もまた、この時点において、近代的株式会社法をもつことになったといつてよい。

## (2) 近代的会社法成立後の発展

では、これ以後、インド会社法はどのように発展したであろうか。インド会社法が独自の発展をなしうるとは考えられない。何故なら、前に指摘したように、イギリスが植民地インドの統治に関しては、イギリス法を導入するという基本方針が確立されているからである。したがって、この基本方針に変更が加えられないかぎり、イギリス本国における会社立法の成果の導入即インド会社法の発展とみるほかはない。そこで、インド会社法を先導したイギリス会社法が、この後いかに発展し、これがインド会社法にどのように投影したかを考察しなければならない。

一八四四年のイギリス会社登記法は、準則主義を採用した画期的なものであったことを述べたが、この会社法では二重登記制がとられ、仮登記 (provisional registration) をした後本登記 (complete registration) をすることによ

つて、会社に法人格が付与された。仮登記は会社の発起人が、株式会社登記簿に会社の名称、種類、目的、営業所、目論見書、発起人の氏名および住所、役員などを記載することによってなされた。つぎに本登記をするのであるが、この場合は設立証書を作成し、会社の名称、種類、会社の目的、本店または支店の所在地、資本の額、引受けられた株式総額、資本に組入れられる株式金額、引受人の氏名、職業、住所、各引受人によって保有される株式数および払込額、取締役の氏名、住所、会社の存続期間、解散の原因等を記載し、四分の一以上の株主の署名が必要であった。本登記の申請がなされると、登記吏は右の設立証書を審査し、不備な点がなければ、会社に法人格が付与する。かようにして本登記がなされると、会社は「登記済」という語を商号に附して、社印を使用しその名において訴えまた訴えられる能力をもつことになった。ところが仮登記をした会社の中には、いろいろな事情で本登記をなしえないものもあった。そういう会社の場合は設立費用を誰が負担するのか、一旦払込まれた株金をいかに処理するか等々について困難な問題を生じた。そこで、一八五六年法においてこれを廃止し、単一の登記によって会社に法人格を付与するものとした。それと同時に、従来の設立証書 (deed of Settlement) に代えて基本定款 (Memorandum of Association) および附属定款 (Articles of Association) を作成するように改正した。そのほか会社に関する数多くの法律が制定されたが、これは当時のイギリスの資本主義経済の急激な発展に伴って、非常に多くの会社が設立されたために、これを規整する法律を制定せざるをえなかったことに因るものであった。しかし、これらの法規が諸種の法律中に散在しており、企業家や法律家が必要な法律を検出するのに困惑するようになった。この不便を解消するためには、これまでの会社関係法規を総括するほかはなかった。そこで、一八六二年に一八五六年以降の会社に関する

諸法律を総括統合した会社法を制定した。Companies (consolidation) Act, 25 & 26, Vict. C. 89. がそれである。ここに総括法 (consolidation act) というのは、修正法 (amendment act) とは異なつて、従来の会社に関する諸法律を整理・統合したもので、この総括法の施行と同時に、以外の法律を廃止するものである。これがイギリスにおける最初の総括法でこのとき法律の標題も、これまでの長い標題に代えて Companies Act という短かい標題とした。インドにおいても、この本国法に倣つて、一八六六年に法律第一〇号をもつて An Act for consolidating and amending the law relating to the incorporation, regulation and winding up of Trading Companies and other Associations を制定した。標題は従前と同じように長くなつてゐるが、これがインドにおける最初の総括法である。この総括法によつて統合されたものは一八五七年法律第一九号 Joint Stock Companies Act および一八六〇年法律第七号 Joint Stock Banks などであつた。この法律は一八八二年法によつて改正され、までに改正された本國の会社法に倣つたものであつた。

さて、イギリスにおいては、第一回会社総括法の制定以後、取締役の責任に関する法律、会社資本の減少に関する法律のほか、全額払込済の株式についての無記名株券の発行、解散手続に関する法律など多数の単行法や修正法を制定されている。とりわけ一九〇〇年の会社法では、発起人の会社設立に関する詐欺的行為を防止するために、厳格な規定を設けると同時に、すべての会社に強制的な会計監査制をとる等の改正を行なつた。

かような相次ぐ改正によつて、会社関係法規は再び複雑なものとなり、これらを整理統合する必要にせまられ、一九〇八年に第二回目の会社 (総括) 法 (Companies (consolidation) Act) の制定を行なつた。この会社法において

注目すべき点は、私会社制度 (private company) を法的に承認したことである。この私会社はイギリス会社法の一つ特色をなしているもので、その附屬定款をもって、(1) 株式を有する会社の場合に、株式の譲渡を制限し、(2) 会社の使用人を含めないで、その社員数は五〇名以下とし、(3) 株式および社債を公募しないものとする会社である。別言すれば、この私会社は株式会社ではあるが、一般公衆に対して株式や社債を募集しない閉鎖性の会社である。そのため、投資者を保護するために、株式を公募する会社 (public company) に対して課せられている多くの厳格な規定の適用を免除している。これは中小企業の株式会社を經營する人々にとっては、極めて有用なもので、私会社が法的に承認されて以来、この会社を設立する者が非常に多くなった。

インドにおいても、この本国の第二回總括法に倣って、一九一三年法律第七号をもって、An Act to consolidated and amend the law relating to the Trading Companies and other Associations を制定した。もちろん、規定の大部分は、イギリス本国法をうけいれたものであったが、私会社制度の導入は、資本市場の貧弱なインドにおいては、經濟界から好評をもつてむかえられた。なお、この總括法の制定までに、次のような法律が制定されていた。すなわち会社清算の際の債権についての優先権に関する一八八七年法律第六号 (Indian Companies Amendment Act) 若干の語句の修正と一八八二年法律第六号第一四四条 F 項の手形という語の次に hundi という語を加えた一八九一年法律第一二二号 (Amending Act) 高等裁判所の認可を得て会社の目的あるいは組織を変更することを認めた一八九五年法律第一二二号 (Companies (Memorandum of Association) Act 特定の会社に連合王国における支店株主名簿の保管をみとめた一九〇〇年法律第四号および資本からの利息の支払と償還社債の再発行をみとめた一九一〇年の法律

第四号などがそれである。

イギリス本国では、一九〇八年第二回目の会社（総括）法を制定したことは、前に指摘したが、それから二〇年を経過した一九二九年に第三回目の会社（総括）法を制定している。この総括法においては、持株会社（holding company）と従属会社（subsidiary company）という会社グループ間に存在する特殊な関係を認識し、持株会社の貸借対照表にその従属会社の損益がいかに処理されたかを記載せしめることとしたこと、償還優先株をみとめたことである。

この会社法の諸規定も、後にインド会社法に移植されており、この段階まではインド会社法は、イギリス会社法とほぼ同じものになっている。

## 二、一九三六年会社（修正）法と経営代理制度

インドにおいては、イギリス本国の総括法よりかなりおくれで一九三六年に An Act further to amend the Indian Companies Act を制定している。

これは一九一三年会社（総括）法に、イギリスの一九二九年会社（総括）法の諸規定を導入したことは、従前の修正法の場合と同様であったが、この改正においては、次の二つの点で、従来と異なる現象がみられている。すなわちその一つはイギリス本国における一九二九年法は総括法の形式がとられたのに対し、インドにおいては修正法の形式をとっていることである。何故に、本国法に全面的に倣うことを避けたか。その表面的な理由として、イギリス本国

の総括法に対しては、かなり厳しい批判が加えられているので、それに全面的に倣うことは適當でないこと、裁判所が適用に慣れている現行法に大きな変更を加えないことがのぞましいというにあった。

他の一つは、この修正法において、経営代理制度 (managing agency) に関する規定が設けられたことである。

インド会社法はこの時点から、経営代理制度に関して、独自の発展をしているので、次にこの制度の沿革と内容について述べることにする。

# (1) 経営代理制度とその小沿革

経営代理制度とは、会社が個人、組合もしくは他の会社と経営代理契約 (managing agency agreement) を締結して、経営を全部的に委託しこれに一定の報酬を与える制度である。この制度はかなり古くから経済社会に存在していたといわれているが、その起源は明らかでない。おそらく一八一三年東インド会社が貿易の独占権を失なつて、イギリス人がかつての東インド会社の領地内で自由に経済活動を行ないうることであらうと推測される。当時、経営代理人 (managing agent) となつていたのは、イギリス人、イギリス人の商事組合もしくはイギリス系の会社であつた。これらの経営代理人はインドにおける商業活動の門戸が開放されると同時に渡印し、主として貿易に従事したもので、当初はイギリス本国の製造業者や貿易業者の代理人として委託販売業を営んでいた。そしてイギリスのインド植民地統治が本格的になるにおよんで、その活動も単なる貿易の代理業にとどまらず保険、海運、金融業をも兼営するようになった。その後、彼らはインドが資源に富み、かつ労働力の豊富なことを知り、商業活動に従事するかたわら種々の生産的事業に着手するにいたつた。だが、インドでの会社企業の発起や経営にはいろいろ

な困難があった。資本の蒐集の困難をはじめ経営を行なう者を得ること、技術者をうることも容易でなかった。この悪条件を克服して会社企業を經營するために、經營代理制度が利用されたのである。たとえば、インドにある代理商館の經營者（これは東インド会社の時代から存在したもので、東インド会社の社員が經營しているもの、また、東インド会社の代理店となっていた者）が、近親者や友人などと共に出資して会社を設立し、それが成功するとさらに他に有利な事業を発見して新会社を設立する。その場合の資本の調達はその会社の持株を処分した代金をもってあてゐる。そして新会社と經營代理契約を締結して經營代理人となり、その經營権を取得するのである。かような方法によつて、少額の資本をもつて多数の会社を支配し、莫大な經營報酬を得た。他方、イギリス本国でもインドにおいて事業を經營することの有利さを知っている人々が会社を設立したが、それらの人々は熱帯地で氣候の悪いインドに直接出向して会社の經營にあたることをせず、現地で長い經驗を有する人々を經營代理人に任命し、それに經營を委ねたのである。

經營代理制度は、このようなインドの特殊な社会經濟事情から生れたもので、イギリス人經營代理人が圧倒的に多数を占めていた。しかし、第一次大戦を契機としてインド人の資本蓄積が増大してからは、インド系の經營代理会社も出現した。ともあれ、インドにおいては、会社の発起、設立に際しての資金の調達、成立後の会社の經營などすべて經營代理人の手腕と信用によつて行なわれた。そのため、たとえインド人が資本を提供して設立した会社も、著名な經營代理人に經營を委ねるのでなければ、対外的信用をえることはできない実情にあった。その結果、經營の実権は完全にイギリス系經營代理人の手に握られ、会社の利益の多くが彼らに報酬として支払われた。かようなわけで、

資本の所有がインド人の手に移りながら、インド経済は、イギリス人の支配するところとなっていた。

一九三〇年代のインド産業界においては、重要産業であるジュート、茶、石炭、電気および運送業などすべてイギリス系の経営代理会社によって経営され、生産や価格の決定が独占的になされ、多くの消費大衆は不利益を被らされていた。さらに、インド系経営代理会社の中にも悪辣な経営を行なうものもあって、著しい弊害を生じていた。

一九三六年法は、このような経営代理制度の弊害を除去することを目的としたものであったが、その背後には、インド人の政治力が大きくかつ強いものになっていたという事実、インド人の民族的自覚による独立運動によって、一九三五年にはインド統治法 (Government of India Act) が制定され、インドが独立にむかっていた事実をみのがしえない。

## (2) 経営代理制度に関する規整

一九三六年法は第八七条のA項からI項まで九箇条の規定を設けているが、同法に掲げる定義的規定にしたがえば、

(一) 経営代理人とは、会社との契約により、かつその契約に規定された範囲で、取締役会の指揮のもとに、会社の業務を行なう権限を有する個人、商社、組合または会社を指称し、かような地位を占める者は、その呼称のいかなを問わず経営代理人であるとしている。

(二) 会社が経営代理人を任命する場合は、最初の経営代理人の任命をのぞき、株主総会の承認をえなければならぬ。また、経営代理契約を変更する場合、経営代理人を解任する場合も株主総会の承認を要する。ただし経営代理人

が破産宣告をうけた場合は自動的に解任となる。会社の業務に関連して刑罰をうけ解任するときには株主総会の承認を要する。

(三) 経営代理人の任期は、一回につき二〇年を超えることをえない。ただし再任を妨げない。すでに任命されている経営代理人は、附属定款や経営代理契約のいかんにかかわらず、二〇年以上在任することをえない。

任期満了後も経営代理人の会社に対して適法に有する債権は消滅しない。かつその債権が弁済された後でなければ、任期が満了しても退任しない。私会社（公募会社の従属会社であるものは除く）にはこれを適用しない。

(四) 経営代理人の報酬は、この法律施行後任命されたものについては、会社の毎年の純利益に対する一定の比率をもって定め、同時に利益がない場合の最低報酬額および事務所の手当は、経営代理契約をもって定めなければならない。その他、附加的報酬を支払う場合は、株主総会の承認を要する。

(五) 経営代理人が経営代理権を他に譲渡する場合は、株主総会の承認をえなければならない。

(六) 会社は経営代理人に対して貸付を行ったり、経営代理人のために保証をしてはならない。

(七) 会社と経営代理人との間の物品の売買契約は、この法律施行後は、取締役会の四分の三以上の承認を要する。同一経営代理人の経営する会社相互間の資金の融通を禁止する。ただし従属関係にある会社の場合はこの限りでない。

(八) 経営代理人は経営を委託された会社と競争行為を行ってはならない。

(九) 経営代理人の経営する会社が、社債を発行し投資を行なう場合は、取締役会の承認を要する。

(2) この会社法の施行後二年を経過した後は、銀行業の経営に関して経営代理人を任命してはならない。

以上が一九三六年会社（修正）法による経営代理制度に対する規整の概要である。

(3) 経営代理人の法的地位

経営代理人は会社と経営代理契約を締結して、経営に関する広汎な代理権を与えられて、会社の経営を行ない、これに対して報酬を与えられるものであるから、その契約の本質は有償の委任契約と解され、経営代理人は受任者である。しかし、経営代理人は一般の委任における受任者と異なり、取締役を指名する権利を与えられていることは、注目すべき点である。

わが商法においても、株式会社がその経営を他人に委託する契約を締結することは、株主總會の特別決議をもってすれば可能である（日商二四五条）。この場合は会社の経営は委託会社の名をもって行なわれるから、受任者に対しては経営に関する広汎な代理権が与えられるのが通例であるが、しかし、受任者は取締役の指名権を与えることはみとめられない。

イギリスの会社法は、わが商法と異なり、取締役の選任は株主總會の専管事項とはされず、附属定款をもってすれば第三者に取締役の指名権を与えることができるので、経営代理人に取締役指名権を与えることは許される。しかしながら、設立の当初から会社の経営に関する権限を全面的に他人に与えるという制度は、株式会社の経営体制としては、まことに異色のものである。

ともあれ、長い間、会社と経営代理人との間の自由な契約にまかされていた経営代理契約や経営代理権の譲渡なら

びに経営代理人の義務について、明文をもって規定したこと、銀行業に関しては経営代理人の任命を禁止したことなど、インド会社法にとって画期的なことであった。しかしながら、これによって、経営代理制度の弊害が除去されえたかというに、その解答は否定的である。そのために、これ以後においても何回となく改正が行なわれたことは、後述のとおりで、この制度はまさにインド経済にとって癌ともいふべきものとなっている。

ここで、再度、イギリス会社法のその後の発展に目を転じなければならない。

イギリスにおいては、一九四八年に第四目の会社（統括）法を制定している。この会社法の特色の第一点は、有効かつ公正な方法にて経営されている事業を不当に拘束することなく、合理的に必要とされるだけの情報を当該会社の株主や債権者はもとより、一般公衆にも利用されるものとしたことであり、第二点は株主が会社の経営にいつそう有効な監督を行ないうるようにしたことである。具体的には、貸借対照表の非公開という特典をいわゆる特例私会社（*exempt private company*）にかぎって享受しうるものとし、通常の私会社、とくにその株式が公募会社に保有されているものについては、公募会社と同様の公示義務を課した。また、一般に承認されている会計原則を法文化して貸借対照表や損益計算書等の計算書類の作成に適用し、相互に関連を有する会社については総合計算書を作成せしめるものとした。さらに、会計監査役の資格を公認会計士に限定し、かつ取締役に対する独立性を強化し、また、少数株主の保護をはかり、会社業務の調査に関する商務省の権限を拡大する規定を設けた。

インドにおいても、前記の一九三六年法制定以後、同法の不備や欠陥を補正するために、毎年若干の改正を行なったが、とくに第二次大戦中および大戦後の経済の変動期において、経営代理人が権限を濫用したり、いろいろな背任

的行為を行なったりして、会社や株主に損害を与えたため、これに対処するため会社法の改正を行なわなければならなかった。前に触れたように、イギリスにおいては、一九四八年に会社法の全般にわたる改正が行なわれたこともあって、インド政府は一九五〇年一〇月二八日に、C. H. Bhattacha を委員長とする一二名の委員から成る会社法委員会を設け、インドの商業および産業の発展に照して、根本的な検討を行なわしめることとした。

### 三、独立後のインド会社法と経営代理制度の変遷

#### (一) 緊急大統領令による経営代理制度の改正

一九四七年八月一五日インドは長年にわたる独立運動が奏功して独立を実現し、インド共和国となった。しかし、独立国となった直後の会社法は、既存のそれを全部的に廃棄して新会社法を制定したのではなく、形式的に従前の会社法に字句的修正を加え共和国の会社法としたにすぎなかった。ただ、経営代理制度については、早急に改正を要する点があったため、緊急大統領令をもって、次のような改正を行なった。

- (1) 新会社または従来経営代理契約を締結していなかった会社が、新たに経営代理契約を締結しようとする場合、すでに経営代理契約を締結している会社が、経営代理人の任期を延長しようとする場合は、中央政府の承認をえなければならぬ。
- (2) 経営代理権を他に譲渡する場合は、株主総会の承認および中央政府の承認を要する。
- (3) 会社の附属定款および経営代理契約における経営代理人の任命または報酬の増加等に関する条項の変更を行な

う場合は、中央政府の承認をえなければならない。

経営代理人の持株の増減もしくは協力者ないし取締役会の構成員の変動による経営代理契約の条項の変更の場合も、中央政府の承認を要する。

(4) 経営代理人が株主の利益を害し、または株主に圧制を加えて経営を行なう場合は、裁判によってこれを解任することができる。解任された経営代理人は、会社に対して損害賠償を請求しえない。解任後五年間は復職することできない。また、経営代理人が会社に対して損害を与えたときは、裁判所は損害の賠償をなさしめる。

大統領令による前述の経営代理制度に対する改正は、後の会社法中におさめられた。

#### (4) 一九五六年会社（総括）法における経営代理制度の改正

ところで、前述した会社法委員会は、一九五二年にその報告書を提出したが、この報告書の勧告を大幅にとり入れて制定されたのが一九五六年の会社（総括）法である。これが独立後最初のインドの会社（総括）法であるが、インドの著名な法律家の一人がこの会社法を評して、次のように述べている。この会社法はインド会社法の発展の上に画期的な標識をうちたてたもので、それは単に、会社の設立、運営、解散等について規定したというばかりでなく、社会正義に立脚した経済秩序をつくりあげようとしたものであると。たしかに、この新会社法は、一九五〇年に制定されたインド共和国憲法の理念に即して、会社企業の経営と社会的利益の調和を考慮し、経済力の集中の抑制、所得の不平等の是正、会社経営の民主化、経営代理人の背任行為の防止、行政官庁の監督権の強化に関する規定を強化している。

経営代理人に関する法規整も、その線にそって、一層厳格になっている。すなわち経営代理人は一〇社以上の会社の経営代理人となることを禁止され、無条件に取締役会の指揮・監督に服するものとされた。そして、経営代理人の権限に対する制限を明確に付表に定めた。また、経営代理人による取締役の指名権を最高二名に制限し、同一経営代理人の経営下にある会社相互間の資金の融通、投資について規整した。これらの諸規定は、いずれも経済力の集中を抑制するためのものである。

また、所得の不平等を是正するために、経営代理人に支払う報酬を、会社の純益の一〇パーセント以下に制限し、経営代理人が会社の販売代理人、購買代理人商となって報酬を受けることを、原則として禁止し、経営代理人と被経営会社間の自己取引に規整を加えた。さらに、会社の支払う経営者に対する報酬を、会社の純益の一パーセント以下とし、最低報酬額を年五万ルピーとした。

以上のほか、出資額以上に多くの議決権を与える後配株の発行禁止、同一人が二〇社以上の会社の取締役となることの禁止、同一人が業務執行取締役就任しうる会社を二社に制限し、会社の経営を民主化するために、取締役会および経営代理人の権限を、全般的に制限し、株主総会の承認をうくべき事項を増加した。

独立国インド自身の手による一九五六年会社（統括）法が、いかに新国家理念に燃えて制定されたかは、上述の改正からもうかがえるが、しかし議会における審議過程では議論が沸騰し、各法文について賛否両論が対立した。とりわけ経営代理制度に関しては、廃止論と存続論が激しく対立した。そこで妥協策として、「秘書会計役」(Secretaries and Treasurers)に関する規定が設けられることになった。これは経営代理制度を漸進的に廃止するという前提にた

って、過渡的・代替的制度としてまとめられたもので、秘書会計役は取締役会の指揮・監督に服して会社の業務を遂行する権限を有する組合または法人であるとされている。これによって、会社は経営代理人に代えて秘書会計役を任命することが可能となったわけであるが、その地位は、総支配人 (general manager) とみられている。

(四) 経営代理人と「秘書会計役」の差異

秘書会計役の権限および職務内容は、経営代理人のそれとはほぼ同様であるが、次の諸点が経営代理人と異なっている。

(イ) 一定の産業に従事する会社においては、経営代理人による経営は禁止されているが、それらの会社でも秘書会計役を任命することはできる。

(ロ) 経営代理人は一九六〇年八月一日をもって任期が満了し、改めて任命の手続をとらなければならないが、秘書会計役にはその必要はない。

(ハ) 経営代理人は一九六〇年八月一日以後は一〇社以上の会社の経営代理を行なうことはできないが、秘書会計役についてはこの制限はない。

(ニ) 経営代理人の報酬は、会社の純益の一〇パーセント以内とされているが、秘書会計役の報酬は、七・五パーセント以内とされている。

(ホ) 経営代理人は取締役を指名する権利をもっているが、秘書会計役はこれを有しない。

(ヘ) 経営代理人は一定の条件のもとに、会社の販売代理商もしくは購買代理商となることができるが、秘書会計役

については、取締役会の許可を要する。

一九五六年法は、前述のように、妥協的な規定が多かったばかりでなく、全体的にみて、条文が冗漫にすぎ、不明瞭な点も多かった。そのため各界からきびしい批判が浴びせられた。そこで政府は施行の翌年一九五七年五月 A. V. Viswanatha Sastri を委員長とする会社法改正委員会を設け、同法が施行上遭遇した諸困難、法文の不備および欠陥を補正し、かつ同法の冗漫な規定を簡素化することについて、勧告せしめることにした。

右委員会は直ちに調査に着手し、六ヶ月後には諮問事項に関する報告書を提出した。

#### 四、一九六〇年会社修正法における経営代理制度とその後の展開

一九六〇年会社（修正）法は、前記のサストリ委員会の勧告にもとづいて制定されたものはあるが、経営代理制度に関しては、次のような改正を行なった。

(1) 経営代理人によって経営される会社は、他の会社の経営代理人となることをえない。これは経営代理人は一〇社以上の会社の経営代理人となることをえないという規定を、従属会社を利用して脱法することを防止するためである。

(2) 経営代理人が、辞任する場合は、会社は営業報告書、貸借対照表および損益計算書を作成せしめる。

(3) 経営代理人の報酬は、会社の純利益の一〇パーセント以内とする。経営代理人が組合であるときは各組合員、公募会社もしくは私会社であるときは、各取締役に支払われる右の報酬に含まれる。

(4) 会社は経営代理人と経営代理人の職務とは別の労務供給契約を締結するときは、株主総会の特別決議による承認のみならず中央政府の承認をえなければならない。

(5) 会社の経営代理人に対する金銭の貸与は、直接たると間接たるとを問わず禁止する。

(6) 経営代理人の取締役指名権は、取締役の員数が五名以下のときは一名、五名を超えるときは二名とする。

(7) 経営代理人は取締役会長を指名することをえない。

これ以後においても、インドは会社法に関する部分的改正を、次のように頻繁に行なっている。

the Companies (Amendment) Act, 1962.

the Companies (Amendment) Act, 1963.

the Companies (Amendment) Act, 1964.

the Repealing and Amending Act, 1964.

the Companies (Amendment) Act, 1965.

これらのめまぐるしい改正は、主として経営代理制度に関するものであるが、経営代理人たちは会社法に僅かな隙間でもあればそれを突いて自己の利益を追求するので、その弊害を完全に排除することは、いかに困難であったかが知られる。

インドが政治的には独立国とはなっても、経営代理制度を通してのイギリス資本の支配から解放されないかぎり、経済的独立をかちとめることは不可能なわけで、立法者は全力をあげて、経営代理制度と闘いつづけたことが、法改正

の経営からはつきり認識することができる。しかし、法の力をもってしても、この制度を存続せしめる以上は、経済的独立の道は遠いと考えられた。

ついに、政府は一九六五年一月、経営代理制度を廃止すべきか否かを検討せしめるため Patel を委員長とする六名の要員を任命し、経営代理制度調査委員会を設置した。

この委員会の提出した報告書によると、経営代理制度は経済力の不当な集中をもたらすこと、会社経営者の育成を阻害するという二点をあげて、これを廃止すべきであるとしている。とりわけ経営者の育成を阻害するとみられることは、経営代理人は法律上は世襲ではないが、実際上は経営代理人である大株主の直系卑属が父の株式を相続することによって、経営代理人の地位を承継するので、他の者はいかに経営の才能や手腕を有していても、経営担当者となることはできない。インド系経営代理人についていえば、これはまさに経営の分野におけるカースト制ないしは大家族主義のあらわれで、この状態を改革しないかぎり専門経営者はそだたない。それゆえ、経営代理制度は原則的には廃止さるべきものであると述べている。ただ、これを産業界の全面において、一挙に廃止することは、インド経済にとって必ずしも有利ではないとして、同委員会は産業別に経営代理人に関する実情を調査し、次のような結論に到達している。砂糖、綿織物およびセメント業については、中央政府の指令によって事業単位別に廃止してもよい。しかし、当該産業および経済界に混乱と摩擦を生ぜしめないために、即座に廃止せず、これに代るべき経営体制や機構を整えるに必要な期間をおかなければならない。

ジュートおよび製紙業については、ジュートの輸出産業としての重要性ならびにそれが現在当面している国際競争

のきびしさを考慮すれば、経営代理人をおくことがのぞましい。また、製紙業についても、この産業の基礎が充分に確立しているとは思われないばかりでなく、国内の需要を充たすためにも経営代理人を必要とする。

なお、廃止する場合の法的な措置としては、三二四条によつて産業別に廃止することなく、三二六条により事業単位で廃止すべきである。そして経営代理制度の廃止に関連して、経営を担う人材をあらゆる階層にもとめて養成すること、経営に関し助言を与える経営コンサルタント会社を設立することがのぞましい。さらに、政府は財政資金を放出して、金融機関が貸付にあたつて人的保証を要求する慣行をやめさせるべきであると述べている。

政府はこの勧告をいれて、砂糖、綿織物およびセメント産業の中のある事業体については、経営代理人をおかないよう指令した。

#### 四、結 語

現行インド会社は、六百数十条を超える大法典で、他の国の会社法と比較しても、さして遜色のないものであるが、上述したように、純粹にイギリス法系に属しているので、経営代理制度に関する部分を除けば、イギリス会社法と大差のないものである。ただ、イギリス法よりも条文数が多くなっているのは、難解な条文を平易にするために、イギリス法が一箇条で規定しているものを、二箇条ないし三箇条に敷衍していること、イギリス法が附表 (schedule) に規定しているものを本文中に規定していることおよび前述の経営代理制度に関する規定が設けられているためである。しかし、今後、経営代理制度を全面的に廃止するとすれば、この部分の条文数は減少することになる。問題は

経営代理制度廃止後の会社の経営が、果して取締役会を中心として正常に行なわれうるかどうかということである。

参考文献

- Daver, J. P. Elements of Indian Mercantile Law, 1932.  
Encyclopaedia of the General Acts and Codes of India, vol., 4, 1938.  
Desai, V. V. the Elements of Company Law, 1952.  
Reports of the Company Law Committee, 1952.  
Aiyar, A. N. the Principles of Company Law, 1956.  
Pandia, The Company Act, 1956.  
Dalal, R. K. Salient Features of Company Law, 1960.  
Report of the Companies Act Amendment Committee, 1957.  
Report of the Managing Agency Enquiry Committee, 1966.  
Goel, R. K. Managing Agents.  
アジア経済研究所・インドの経営代理制度  
星川長七、インド会社法の生成と発展、アジア・アフリカ文献調査委員会調査報告四六冊  
星川長七、現行インド会社法の概要、海外商事法務六三号、六四号  
星川長七、英国会社法序説